

教職員と生徒との連絡手段に係る規定

第1条 目的

この規定は、北海道函館中部高等学校定時制課程（以下、本校）職員が、本校生徒の携帯電話番号や電子メールアドレス（以下、電話番号等）の個人情報の取得と、その適切な利用や管理に関して規定したものである。

第2条 個人情報の取得

本校の業務の遂行にあたり、生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得なければならない。

生徒の個人情報を取得する際は、別紙「個人情報取得について」を提出し、管理職員の許可を得た上で、生徒の同意を得て個人情報を取得することができる。

ただし、目的以外の個人情報は取得せず、業務上知り得た個人情報は本校職員以外の他人に口外したり、不当な目的に使用してはならない。

第3条 個人情報の破棄

使用しなくなった知り得た個人情報は、速やかに媒体に応じた方法で破棄または消去しなければならない。

第4条 個人情報の種類

生徒から取得する個人情報は、生徒の携帯番号や電子メールアドレスに限る。

第5条 個人情報を取得できる対象

個人情報を取得できる対象は、担任する学級の生徒、顧問をする部活動の生徒に限る。

第6条 個人情報の提供

本校の業務を遂行するにあたり、生徒へ職員の個人情報を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得なければならない。

職員の個人情報のうち、提供できる情報は、職員の携帯番号、電子メールアドレスに限る。提供できる対象は、原則として、担任する学級の生徒、顧問をする部活動の生徒に限る。

やむを得ずに、この規定の範囲を超える場合は、管理職員の許可を得なければならない。

第7条 電話番号等の利用

職員と生徒との間で電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下、「メール等」という。）による私的な連絡等を行わない。公的な利用であっても、携帯電話や電子メールによる授業、部活動、安全上の緊急連絡等に限る。生徒から、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合は、メール等での相談は行わず、複数の教員により直接相談する。

第8条 保護者の対応

職員と生徒の保護者間においても、上記の対応を基本とする。

第9条 その他

個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から、必要と考えられる事項がある場合は、適宜、規定を追加する。

付 則

（1）この規定は、関係法規・規定が改正されたときは速やかに準拠し変更する。

（2）この規定は、令和6年4月1日より施行する。